

令和 6 年 5 月

伊那市議会臨時会議案書

令和 6 年 5 月 1 3 日

令和 6 年 5 月伊那市議会臨時会議案目次

議案第 1 号	専決処分の承認を求めることについて……………	3
議案第 2 号	専決処分の承認を求めることについて……………	18
議案第 3 号	専決処分の承認を求めることについて……………	21
議案第 4 号	専決処分の承認を求めることについて……………	23
議案第 5 号	専決処分の承認を求めることについて……………	25
議案第 6 号	教育長の任命について……………	27
議案第 7 号	教育委員会委員の任命について……………	30
議案第 8 号	公平委員会委員の選任について……………	33
議案第 9 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について……………	35
議案第 10 号	財産（土地）の処分について……………	39
議案第 11 号	請負契約の締結について……………	40
議案第 12 号	令和 6 年度伊那市一般会計第 1 回補正予算について……………	41

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 5 月 13 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 2 号）及び地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）の施行等に伴い、伊那市税条例等の一部を改正する条例を専決処分したものであります。

専 決 処 分 書

伊那市税条例等の一部を改正する条例を、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月31日

伊那市長 白 鳥 孝

伊那市税条例等の一部を改正する条例

(伊那市税条例の一部改正)

第 1 条 伊那市税条例（平成 1 8 年伊那市条例第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 1 条第 2 項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 5 1 条第 3 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第 5 6 条中「第 6 4 条第 4 項」を「第 1 5 2 条第 5 項」に改める。

第 7 1 条第 2 項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 7 1 条第 3 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第 1 3 9 条の 3 第 2 項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 1 3 9 条の 3 第 3 項中「によって」を「により」に改める。

附則第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(令和 6 年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)

第 5 条の 2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第 4 条の 4 第 4 項に規定す

る特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第４項に規定する災害関連支出がある場合には、第３項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和５年において生じた法第３１４条の２第１項第１号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第３４条の２の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和７年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

２ 前項前段の場合において、第３４条の２の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第４８条の６第１項に規定する親族の有する法附則第４条の４第４項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和７年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

３ 第１項の規定は、令和６年度分の第３６条の２第１項又は第４項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第３６条の３第１項の確定申告書を含む。）に第１項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

第６条中「附則第４条の４第３項」を「附則第４条の５第３項」に改める。

附則第７条の４の次に次の４条を加える。

（令和６年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第７条の５ 令和６年度分の個人の市民税に限り、法附則第５条の８第４項及び第５項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和６年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が１，８０５万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第７条の７において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第３４条の３、第３４条の６から第３４条の９まで、附則第５条第２項、附則第７条第１項、附則第７条の３の２第１項、前条及び附則第９条の２の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

２ 前項の規定の適用がある場合における第３４条の７第２項、第４７条の５第１項及び前条の規定の適用については、第３４条の７第２項及び前条中「附則第５条の６第２項」とあるのは「附則第５条の６第２項及び第５条の８第６項」と、第４７条の５第１項中「課した」とあるのは「附則第７条の５第１項の規定の適

用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）

第7条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。
- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除

額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。
（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に

相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金

額、その者の１０月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期及び第２期納期並びに当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間における税額はないものとし、同年１２月１日から翌年の１月３１日までの間においてはその者の第１期分金額、その者の第２期分金額、その者の１０月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額、その者の第２期分金額、その者の１０月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期及び第２期納期並びに当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の１月３１日までの間における税額はないものとし、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第４７条の４の規定の適用については、同条第２項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の３月３１日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第７条の７第１項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和６年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第１項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第４７条の５第１項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を３で除して得た金額（当該金額に１００円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が１００円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に２を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「１０月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間においてはその者の１０月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の１０月分金額以上であり、かつ、その者の１０月分金額とそ

の者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間における税額はないものとし、同年１２月１日から翌年の１月３１日までの間においてはその者の１０月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の１０月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の１月３１日までの間における税額はないものとし、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の第４７条の５第２項の規定により読み替えられた第４７条の２第１項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第４７条の４の規定の適用については、同条第２項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の３月３１日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第７条の７第３項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和６年度分の個人の市民税につき第４７条の６第１項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和７年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第７条の８ 令和７年度分の個人の市民税に限り、法附則第５条の１２第３項及び第４項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和７年度分特別税額控除額を、同条第３項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第３４条の３、第３４条の６から第３４条の９まで、附則第５条第２項、附則第７条第１項、附則第７条の３の２第１項、附則第７条の４及び附則第９条の２の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第８条第２項中「前条」を「附則第７条の４」に改め、同条第３項中「第３４条の９第１項」の次に「、附則第７条の５第１項及び前条」を加え、「同項中」を「第３４条の９第１項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第７条の５第１項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第８条第２項及び」と、前条中「附則第７条の４及び」とあるのは「附則第７条の４、次条第２項及び」とする」に改める。

附則第１０条の２第１５項を削り、同条第１４項を同条第１５項とし、同条第１３項中「附則第１５条第２５項第３号ハ」を「附則第１５条第２５項第４号ハ」に改め、同項を同条第１４項とし、同条第１２項中「附則第１５条第２５項第３号ロ」を「附則第１５条第２５項第４号ロ」に改め、同項を同条第１３項とし、同条

第 11 項中「附則第 15 条第 25 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 25 項第 4 号イ」に改め、同項を同条第 12 項とし、同条第 10 項中「附則第 15 条第 25 項第 2 号ハ」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号ハ」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第 9 項中「附則第 15 条第 25 項第 2 号ロ」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号ロ」に改め、同項を同条第 10 項とし、同条第 8 項中「附則第 15 条第 25 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号イ」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 7 項の次に次の 1 項を加える。

8 法附則第 15 条第 25 項第 2 号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、7 分の 6 とする。

附則第 10 条の 2 第 16 項中「附則第 15 条第 33 項」を「附則第 15 条第 32 項」に改め、同条第 17 項中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 37 項」に改め、同条第 21 項を同条第 22 項とし、同条第 20 項を同条第 21 項とし、同条第 19 項中「附則第 15 条第 43 項」を「附則第 15 条第 42 項」に改め、同項を同条第 20 項とし、同条第 18 項中「附則第 15 条第 42 項」を「附則第 15 条第 41 項」に改め、同項を同条第 19 項とし、同条第 17 項の次に次の 1 項を加える。

18 法附則第 15 条第 38 項に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

附則第 10 条の 3 第 13 項を同条第 14 項とし、同条第 12 項中「附則第 7 条第 17 項」を「附則第 7 条第 18 項」に改め、同項を同条第 13 項とし、同条第 11 項中「附則第 7 条第 16 項各号」を「附則第 7 条第 17 項各号」に改め、同項を同条第 12 項とし、同条第 10 項中「附則第 7 条第 11 項各号」を「附則第 7 条第 12 項各号」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第 9 項中「附則第 7 条第 10 項各号に規定する」を「附則第 7 条第 11 項各号に掲げる」に改め、同項を同条第 10 項とし、同条第 8 項中「附則第 7 条第 9 項各号」を「附則第 7 条第 10 項各号」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 7 項中「附則第 7 条第 8 項各号」を「附則第 7 条第 9 項各号」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条中第 6 項を第 7 項とし、第 3 項から第 5 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 市長は、法附則第 15 条の 7 第 1 項又は第 2 項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）第 5 条第 4 項に規定する管理者等から、法附則第 15 条の 7 第 3 項に規定する期間内に施行規則附則第 7 条第 4 項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第 15 条の 7 第 1 項又は第 2 項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第 1 項又は第 2 項の規定を適用することができる。

附則第 11 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 11 条の 2 の見出し中「令和 4 年度又は令和 5 年度」を「令和 7 年度又は令和 8 年度」に改め、同条第 1 項中「令和 4 年度分又は令和 5 年度分」を「令和 7 年度分又は令和 8 年度分」に改め、同条第 2 項中「令和 4 年度適用土地又は令和 4 年度類似適用土地」を「令和 7 年度適用土地又は令和 7 年度類似適用土地」に、「令和 5 年度分」を「令和 8 年度分」に改める。

附則第 12 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和 4 年度分の固定資産税にあっては、100 分の 2.5）」及び「（令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第 2 項及び第 3 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 12 条の 2 中「地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）附則第 14 条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）附則第 21 条」に、「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 13 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第 15 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 2 項中「令和 6 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 16 条の 3 第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 16 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 16 条の 4 第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の

5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 1 6 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 1 7 条第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 1 7 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 1 8 条第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 1 8 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 1 9 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 1 9 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 1 9 条の 7 第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 1 9 条の 7 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 1 9 条の 9 第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 1 9 条の 9 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 1 9 条の 9 第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 1 9 条の 9 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 1 9 条の 1 0 第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 1 9 条の 1 0 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 1 9 条の 1 0 第 5 項に次の 1 号を加える。

(5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 19 条の 10 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(伊那市都市計画税条例の一部改正)

第 2 条 伊那市都市計画税条例（平成 18 年伊那市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項を削る。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 33 項」を「附則第 15 条第 32 項」に改め、同項を附則第 3 項とする。

附則第 5 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 37 項」に改め、同項を附則第 4 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

（法附則第 15 条第 38 項の条例で定める割合）

5 法附則第 15 条第 38 項に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

附則第 6 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 43 項」を「附則第 15 条第 42 項」に改める。

附則第 8 項の前の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和 4 年度分の都市計画税にあっては、100 分の 2.5）」及び「（令和 3 年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第 9 項及び第 10 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改める。

附則第 11 項及び第 12 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 13 項の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和 3 年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第 14 項中「附則第 8 項、第 9 項」を「附則第 9 項」に改める。

附則第１５項中「第３５項まで、第３８項、第３９項、第４３項若しくは第４６項」を「第３４項まで、第３７項、第３８項、第４２項若しくは第４５項」に改める。

附則第１６項中「地方税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第７号）附則第１４条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４号）附則第２１条」に、「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改める。

（伊那市国民健康保険税条例の一部改正）

第３条 伊那市国民健康保険税条例（平成１８年伊那市条例第５５号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項ただし書中「２２万円」を「２４万円」に改める。

第２３条第１項中「２２万円」を「２４万円」に改め、同項第２号中「２９万円」を「２９万５,０００円」に改め、同項第３号中「５３万５,０００円」を「５４万５,０００円」に改める。

附則第１８項を削る。

（伊那市企業立地の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正）

第４条 伊那市企業立地の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例（平成１８年伊那市条例第５６号）の一部を次のように改正する。

第３条中「令和６年３月３１日」を「令和９年３月３１日」に改める。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、令和６年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（１）第１条中伊那市税条例附則第５条の２及び附則第６条の改正規定 公布の日

（２）第１条中伊那市税条例第５６条の改正規定 令和７年４月１日

（固定資産税に関する経過措置）

第２条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の伊那市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和６年度以後の年度分の固定資産税について適用

し、令和５年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- ２ 令和２年４月１日から令和６年３月３１日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４号）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和２５年法律第２２６号。次項及び第４項において「旧法」という。）附則第１５条第２５項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- ３ 平成２９年４月１日から令和６年３月３１日までの間に受けた旧法附則第１５条第３２項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- ４ 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和２年法律第４３号）の施行の日から令和６年３月３１日までの間に整備された旧法附則第１５条第３９項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第３条 別段の定めがあるものを除き、第２条の規定による改正後の伊那市都市計画税条例の規定は、令和６年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和５年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- ２ 平成２９年４月１日から令和６年３月３１日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４号）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和２５年法律第２２６号。次項において「旧法」という。）附則第１５条第３２項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- ３ 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和２年法律第４３号）の施行の日から令和６年３月３１日までの間に整備された旧法附則第１５条第３９項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第４条 第３条の規定による改正後の伊那市国民健康保険税条例の規定は、令和６年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和５年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 5 月 13 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（令和 6 年厚生労働省令第 65 号）の施行に伴い、伊那市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したものであります。

専 決 処 分 書

伊那市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月31日

伊那市長 白 鳥 孝

伊那市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例
の一部を改正する条例

伊那市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例（平成 24 年伊那市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 6 号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 5 月 13 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

専 決 処 分 書

令和 5 年度伊那市一般会計第 1 2 回補正予算を、別冊のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

伊那市長 白 鳥 孝

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 5 月 13 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

専 決 処 分 書

令和 5 年度伊那市国民健康保険特別会計第 3 回補正予算を、別冊のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 2 2 日

伊那市長 白 鳥 孝

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 5 月 13 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

専 決 処 分 書

令和 5 年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第 3 回補正予算を、別冊のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

伊那市長 白 鳥 孝

教育長の任命について

下記の者を教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

氏 名	生 年 月 日	住 所	備考
福 興 雅 寿	昭和 33 年 11 月 3 日	長野県伊那市荒井 3548 番地 6	新任

令和 6 年 5 月 13 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

笠原千俊教育長が令和 6 年 5 月 16 日付けで任期満了となることに伴い、上記の者を教育長に任命したいので、提案するものであります。

なお、教育長の任期は 3 年、略歴は別紙のとおりであります。

略 歴

ふく よ まさ とし
福 與 雅 寿

昭和 33 年 1 月 3 日生（満 65 歳）

本 籍 長野県伊那市伊那 3 2 6 3 番地

住 所 長野県伊那市荒井 3 5 4 8 番地 6

政 党 無所属

最 終 学 歴

昭和 58 年 3 月 東京学芸大学教育学部卒業

職 歴

自	昭和 58 年	4 月	長野県内小中学校教諭
至	平成 20 年	9 月	
自	平成 20 年	9 月	伊那市立高遠小学校教頭
至	平成 24 年	3 月	
自	平成 24 年	4 月	長野市立大岡中学校校長
至	平成 26 年	3 月	
自	平成 26 年	4 月	長野県教育委員会南信教育事務所飯田事務所主幹指導主事
至	平成 27 年	3 月	
自	平成 27 年	4 月	長野県教育委員会南信教育事務所飯田事務所所長
至	平成 28 年	3 月	
自	平成 28 年	4 月	箕輪町立箕輪中部小学校校長
至	平成 31 年	3 月	
自	平成 31 年	4 月	長野県教育委員会南信教育事務所いじめ・不登校相談員
至	令和 2 年	3 月	
自	令和 2 年	4 月	公益社団法人上伊那教育会副事務局長
至	令和 3 年	3 月	
自	令和 3 年	4 月	伊那市教育委員会学校教育課指導主事
至	令和 6 年	3 月	

公 職 歴

自 平成 2 8 年 4 月
至 平成 3 1 年 3 月

箕輪町社会教育委員

自 令和 2 年 4 月
至 令和 3 年 3 月

公益社団法人上伊那教育会理事

教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

記

氏 名	生 年 月 日	住 所	備考
宮坂 文子	昭和 30 年 5 月 1 日	長野県伊那市御園 8 7 4 番地 2	新任

令和 6 年 5 月 13 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

原田信子委員が令和 6 年 5 月 19 日付けで任期満了となることに伴い、上記の者を教育委員会の委員に任命したいので、提案するものであります。

なお、委員の任期は 4 年、略歴は別紙のとおりであります。

略 歴

みや さか ふみ こ
宮 坂 文 子

昭和 3 0 年 5 月 1 日 生（満 6 9 歳）

本 籍 長野県諏訪市大字豊田 3 3 2 番地 3

住 所 長野県伊那市御園 8 7 4 番地 2

政 党 無 所 属

最 終 学 歴

昭和 5 3 年 3 月 信州大学教育学部卒業

職 歴

自	昭和 5 3 年	4 月	長野県内小学校教諭
至	平成 1 4 年	3 月	
自	平成 1 4 年	4 月	伊那教育事務所学校教育課指導主事
至	平成 1 6 年	3 月	
自	平成 1 6 年	4 月	佐久市立春日小学校教頭
至	平成 1 8 年	3 月	
自	平成 1 8 年	4 月	伊那教育事務所学校教育課主任指導主事
至	平成 2 0 年	3 月	
自	平成 2 0 年	4 月	伊那市立長谷中学校校長
至	平成 2 3 年	3 月	
自	平成 2 3 年	4 月	北信教育事務所学校教育課主幹指導主事
至	平成 2 4 年	3 月	
自	平成 2 4 年	4 月	南信教育事務所学校教育課主幹指導主事
至	平成 2 5 年	3 月	
自	平成 2 5 年	4 月	駒ヶ根市立赤穂東小学校校長
至	平成 2 8 年	3 月	
自	平成 2 8 年	4 月	伊那保健福祉事務所保育専門相談員
至	令和 2 年	3 月	

自	令和 2 年	4 月	箕輪町中間教室適応指導員
至	令和 5 年	3 月	

公 職 歴

自	平成 2 6 年	4 月	長野県女性校長会会長
至	平成 2 7 年	3 月	

自	平成 2 7 年	4 月	上伊那校長会副会長、上伊那小学校校長会会長、長野県小学校長会理事
至	平成 2 8 年	3 月	

自	平成 2 8 年	5 月	伊那市公平委員会委員
至	令和 6 年	5 月	

公平委員会委員の選任について

下記の者を公平委員会の委員に選任したいので、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

記

氏 名	生 年 月 日	住 所	備考
大日野 昭美	昭和 34 年 5 月 14 日	長野県伊那市美篤 5 1 1 0 番地 7	新任

令和 6 年 5 月 13 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

宮坂文子委員が令和 6 年 5 月 19 日付けで任期満了となることに伴い、上記の者を公平委員会の委員に選任したいので、提案するものであります。

なお、委員の任期は 4 年、略歴は別紙のとおりであります。

略 歴

おお ひ の あき み
大 日 野 昭 美

昭和 3 4 年 5 月 1 4 日 生（満 6 5 歳）

本 籍 長野県千曲市大字戸倉 1 5 1 9 番地 7

住 所 長野県伊那市美簗 5 1 1 0 番地 7

政 党 無 所 属

最 終 学 歴

昭和 5 8 年 3 月 山梨大学教育学部卒業

職 歴

自 昭和 5 8 年 4 月
至 平成 2 4 年 3 月 長野県内小学校教諭

自 平成 2 4 年 4 月
至 平成 2 6 年 3 月 飯田市立三穂小学校教頭

自 平成 2 6 年 4 月
至 平成 2 9 年 3 月 伊那市立伊那西小学校教頭

自 平成 2 9 年 4 月
至 令和 2 年 3 月 伊那市立西春近北小学校校長

自 令和 2 年 4 月
至 現 在 伊那保健福祉事務所保育専門相談員兼私学振興専門員

公 職 歴

自 平成 3 1 年 4 月
至 令和 2 年 3 月 中部教職員会会長

固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

記

氏 名	生 年 月 日	住 所	備考
赤羽 弘之	昭和 35 年 7 月 7 日	長野県伊那市境 1372 番地 5	再任
保科 道典	昭和 38 年 2 月 5 日	長野県伊那市中央 5059 番地	再任
小嶋 隆史	昭和 33 年 7 月 16 日	長野県伊那市境 1243 番地	新任

令和 6 年 5 月 13 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

竹松武登委員、赤羽弘之委員及び保科道典委員が令和 6 年 5 月 16 日付けで任期満了となることに伴い、上記の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、提案するものであります。

なお、委員の任期は 3 年、略歴は別紙のとおりであります。

略 歴

あか はね ひろ ゆき
赤 羽 弘 之

昭和 3 5 年 7 月 7 日 生（満 6 3 歳）

本 籍 東京都三鷹市中原二丁目 1 9 番

住 所 長野県伊那市境 1 3 7 2 番地 5

最 終 学 歴

昭和 5 8 年 3 月 法政大学法学部卒業

職 歴

自 昭和 6 3 年 9 月
至 平成 1 4 年 1 2 月 赤羽税務会計事務所

自 平成 1 5 年 1 月
至 現 在 赤羽税務会計事務所代表

公 職 歴

自 令和 3 年 4 月
至 令和 5 年 3 月 関東信越税理士会伊那支部支部長

自 令和 3 年 5 月
至 現 在 伊那市固定資産評価審査委員会委員

略 歴

ほ しな みち のり
保 科 道 典

昭和 3 8 年 2 月 5 日 生（満 6 1 歳）

本 籍 長野県伊那市中央 5 0 5 9 番地

住 所 長野県伊那市中央 5 0 5 9 番地

最 終 学 歴

昭和 5 6 年 3 月 長野県伊那弥生ヶ丘高等学校卒業

職 歴

自 平成 5 年 4 月
至 平成 1 5 年 1 月 保科清人事務所

自 平成 1 5 年 1 月
至 現 在 保科道典土地家屋調査士事務所

公 職 歴

自 令和 2 年 4 月
至 令和 3 年 3 月 中央区会計

自 令和 3 年 5 月
至 現 在 伊那市固定資産評価審査委員会委員

自 令和 5 年 4 月
至 令和 6 年 3 月 中央区第一町内会総代

自 令和 6 年 4 月
至 現 在 中央区交通安全協会会長

略 歴

こ じま たか し
小 嶋 隆 史

昭和 33 年 7 月 16 日生（満 65 歳）

本 籍 長野県伊那市境 1253 番地

住 所 長野県伊那市境 1243 番地

最 終 学 歴

昭和 57 年 3 月 青山学院大学理工学部卒業

職 歴

自	昭和 57 年	4 月	伊那市職員
至	平成 20 年	3 月	
自	平成 20 年	4 月	伊那市土地開発公社事務局長
至	平成 24 年	3 月	
自	平成 24 年	4 月	伊那市商工観光部商工振興課長
至	平成 26 年	3 月	
自	平成 26 年	4 月	伊那市保健福祉部社会福祉課長
至	平成 29 年	3 月	
自	平成 29 年	4 月	長野県上伊那広域水道用水企業団事務局長
至	平成 31 年	3 月	
自	平成 31 年	4 月	伊那市職員
至	令和 4 年	3 月	

公 職 歴

自	令和 6 年	4 月	境区会計
至	現	在	

財産（土地）の処分について

下記のとおり財産（土地）を売却することについて、伊那市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 47 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 地番 | 伊那市東春近 6873 番 1 |
| 2 | 地目 | 宅地 |
| 3 | 地積 | 17,420.56 平方メートル |
| 4 | 売却価格 | 236,919,616 円（1 平方メートル当たり 13,600 円） |
| 5 | 相手方 | 岐阜県可児市菅刈字後女坂 575 番地 12
株式会社パネックス
代表取締役 前野 朝彦 |

令和 6 年 5 月 13 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

東原工業団地産業用地の一部を売却するため、提案するものであります。

請負契約の締結について

高遠町総合支所建設建築工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、伊那市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 47 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 高遠町総合支所建設建築工事 |
| 2 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 | 契約金額 | 319,000,000 円
(内消費税 29,000,000 円) |
| 4 | 契約の相手方 | 伊那市中央 417 番地 1
株式会社ヤマウラ 伊那支店
支店長 山本 勇司 |

令和 6 年 5 月 13 日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

高遠町総合支所建設工事のうち、建築工事の請負契約を締結するため、提案するものであります。

令和 6 年度伊那市一般会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 6 年度伊那市一般会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 6 年 5 月 13 日提出

伊那市長 白 鳥 孝